

令和8年7月改正の主な変更点について

令和8年7月1日より、経営事項審査(経審)の審査基準が改正されます。主な改正内容の概要は以下のとおりです。

なお、審査基準改正に伴い別紙3(その他の審査項目)、様式9(建設機械の保有状況)の変更があるため、令和8年7月1日以降に経営事項審査を受ける際は必ず改正後の様式で作成してください。

①「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度の宣言の有無」の新設(5点)

国土交通省が実施する自主宣言制度の宣言について、審査基準日が宣言日以降であり、宣言した取組について取組開始日以降行う又は行っている旨を誓約する場合に加点対象となります。

確認書類(①,②両方とも提出)	
① 自主宣言制度において宣言していることを証する書面(宣言書)の写し ※	② 「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」に関する誓約書(様式 13)

※国土交通省 HP「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度ポータルサイト」における各宣言企業の詳細ページのうち「宣言内容」をダウンロードすることで取得可能。

②「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」の配点見直し

以下のとおり一部項目の配点が見直されます。

審査項目		改正前	改正後
建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	民間工事を含む全ての建設工事	15 点	10 点
	全ての建設工事	10 点	5 点

③「建設機械の保有状況」の改正

以下のとおり加点対象となる機械が追加されます。

法令根拠	機種	検査方法
道路運送車両法	アスファルト・フィニッシャ (自動車検査証の車体の形状欄に、「アスファルト・フィニッシャ」と記載されている大型特殊自動車)	自動車検査
安衛法施行令	不整地運搬車 (労働安全衛生法施行令第 13 条第3項第 33 号に掲げる不整地運搬車)	特定自主検査

(参考)

●W₇(建設機械の保有状況)

台数	点数	台数	点数
15 台以上	15	7 台	11
14 台	15	6 台	10
13 台	14	5 台	9
12 台	14	4 台	8
11 台	13	3 台	7
10 台	13	2 台	6
9 台	12	1 台	5
8 台	12	0 台	0

④ 社会保険加入に関する評価項目の削除

社会保険(雇用保険・健康保険・厚生年金保険)の加入状況に係る審査項目が削除されます。